

「日置市パートナーシップ宣誓制度」の考え方（案）

1 趣旨

日置市では、一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め合い、生涯にわたって生きがいをもって安心して暮らせるまちの実現を図るため、パートナーシップ宣誓制度の導入を目指します。

2 用語の定義

- (1) **性的マイノリティ**~~性的少数者~~ 性的指向が異性のみでない者又は**ジェンダーアイデンティティ**~~性自認~~が出生時に届けられた性と異なる者をいう。
- (2) **パートナーシップ** 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が**性的マイノリティ**~~性的少数者~~である2人の者の関係をいう。

3 制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が**性的マイノリティ**~~性的少数者~~である2人がお互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓し、市長が宣誓の事実を認めるとともに、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付するものです。

この制度に法的な効力はありませんが、**性的マイノリティの方々**~~性的少数者~~の生きづらさや不安が少しでも解消されるとともに**ることや**、**性的マイノリティの方々**~~性的少数者~~に対する社会の理解の促進につながることを目指すものです。

4 宣誓を行うことができる者

次の全ての要件に該当する者が対象となります。

- (1) 双方が民法で定める成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有していること又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップの関係にある者がいないこ

と。

- (4) 双方が近親者等（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にある者をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者等となった場合を除く。

5 宣誓の方法

市職員の前で、2人揃って宣誓書に必要事項を記入し、当該宣誓書に必要書類を添えて提出していただきます。

6 必要書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（転入予定の場合は、その事実が確認できる書類）
- (2) 婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 通称の使用

性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において、氏名と併せて通称を使用することができます。この場合において、日常生活で通称を使用していることを確認できる書類（郵便物等）が必要となります。

8 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領カード
- (3) 宣誓書の写し

9 受領証及び受領カードの返還

次のいずれかに該当することとなったときは、受領証及び受領カードを返還していただきます。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が市外に転出したとき。

(3) 宣誓書が無効となったとき。

10 宣誓書の無効

宣誓者が虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたこと又は交付を受けた受領証等を不正に利用したことが判明したときは、宣誓書が無効とし、受領証等を返還していただきます。

11 その他

- (1) 市が行う施策については、パートナーシップ宣誓制度の趣旨を適切に理解した上で行います。
- (2) 市は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民、事業者等への周知及び啓発に努めます。